

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年3月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年3月2日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年3月2日 午前11時06分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

欠席議員

15 番	古澤國義
------	------

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について（議長）

日程第4 施政方針の説明

日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

まず開会前に、谷崎利浩議員より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 皆様、おはようございます。まずは、議会冒頭におきましてお礼を申し上げる機会を与えていただきましたことを感謝申し上げます。

去る2月24日、父、谷崎千浪の葬儀に際しまして、大変お忙しい中、市長をはじめ、議員各皆様、あるいは執行部の皆様方、ご会葬いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、通夜、告別式、滞りなく行うことができました。故人は、この議会にも所属したことがありまして、皆様方ご会葬、非常に喜んだものと思えます。また、故人が生前一方ならぬご指導をいただいたことを本当にご厚情いただいたことを厚く感謝申し上げます。今後、残された遺族に対しましても、故人の生前中と変わりませずご厚情賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども、御礼の言葉に変えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） それでは、改めましておはようございます。

平成30年第2回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にも関わりませず、3月の定例会本会議にご出

席をいただき、お礼申し上げます。

本定例会は、平成 30 年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、執行部より提出されました諸議案は、平成 30 年度予算案及び平成 29 年度補正予算案のほか、条例の制定、一部改正など 44 件であり、市民生活に重大な関連のある、かつその内容も多種多様に亘る膨大なものであります。議案の内容につきましては、後ほど佐藤市長から詳細に亘って説明いただくこととなりますが、議会としましては、市民の要望に対する諸施策を姿勢運営上、力強く反映すべく努力してまいりたいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しておりますが、議員各位におかれましては、熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

時既に早春とはいえ、余寒なお去りがたい折から、議員各位におかれましてはご自愛を賜り、本会議の審議にご精励いただきますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

ただ今の出席議員は 19 名であります。15 番、古澤國義君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、10 番議員、大倉幸也君、11 番議員、湯淺正司君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 2 月 23 日、午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果の報告をいたします。まず会期につきましては、本定例会の付議事件が条例の制定及び一部改正 14 件、平成 29 年度補正予算案 7 件、平成 30 年度当初予算案 13 件、その他 8 件及び人事案件 2 件の計 44 件であることから、会期を本日 3 月 2 日から 3 月 20 日までの 19 日間といたしました。会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりであります。ご了承お願いいたします。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について及び人事案件

2 件については、委員会付託の省略を行い、質疑の後、採決を行うことといたしました。ただ今の 4 議案以外の 40 議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについてご報告をいたします。

まず、一般質問の通告期限であります。3 月 7 日の午後 5 時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については執行部において万全の準備を整えて、的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われますよう万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第 3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧くださいと思います。

まず、監査委員より平成 29 年 11 月分から平成 30 年 1 月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、熊本県市議会議長会及び阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります。お配りしているとおりであります。詳細につきましては、後をご覧くださいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 4 施政方針の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 4「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。早速施政方針に入らせていただきたいと思います。

はじめに、多くの尊い命を奪った平成 24 年九州北部豪雨災害をはじめ、昨年の福岡・大分両県における豪雨災害、1 月の草津白根山の噴火、2 月の台湾東部地震、北陸の豪雪など、国内外で未曾有の天変地異が相次ぐ中、本年は、特に忘れることのできない、忘れてはならない「熊本地震」から丸 2 年を迎えます。

被災された方それぞれが様々な思いを胸に、幾多の混迷と辛苦を乗り越え、再建・復興に向かって懸命に歩いてこられた耐えがたき歳月でした。

一方、これまで、たくさんの方々に支えられ、心のこもった励まし、力強いサポートをいただき、人の温かさに触れ、勇気づけられ、人と人、心と心のつながりを改めて実感された尊い月日でもありました。

今なお、再建途上の方もおられる中、私たちは、あらゆる課題に向き合いながら、引き続き、被災された皆様の心の支えになるよう、途切れることなく、丁寧かつ誠意をもって迅速に対応し、市民の皆様の安心安全な暮らしの確保に向け、全身全霊で更なる災害対応力の充実強化に取り組んでまいります。

とりわけ、昨年、策定した『第 2 次阿蘇市総合計画』に掲げる重点政策「復旧・復興プロジェクト」をはじめ、各種施策を着実に実行し、全ての世代の皆様が“復興”を実感でき、これからの未来を描き、語り合い、健康で元気に明るく過ごすことができる礎を築いてまいります。

急性期医療を担う地域の中核病院として、平成 26 年 8 月に開院した阿蘇医療センターは、本年 5 年目を迎えます。特に熊本地震では、阿蘇圏域で唯一病院機能を維持し、急患を含め多数の患者を受け入れ、災害拠点病院としての役割を發揮しました。また、その後も診療体制強化、医療の質向上、住民及び組織団体への啓発活動など、甲斐院長を中心に多岐にわたり取り組んでいます。

新病院の開院に先立ち、平成 26 年 4 月に地方公営企業法の全部適用に移行し、事業管理者兼院長に、熊大附属病院脳神経外科特任教授の甲斐豊医師を迎えましたが、29 年度末で事業管理者の任期が満了となります。ご承知のとおり、甲斐院長は、高い見識と熱意を持って、阿蘇医療圏の実情を的確に捉え、課題に真摯に取り組み、多くの実績を上げていただいています。

今後、医療・介護の分野は、行政・病院ともに政策的影響を大きく受けます。運営面では特に、平成 30 年度発足の新専門医制度で、更に常勤医師の確保が困難になることが予想されますので、指導医の資格取得など受け皿としての取り組みを進め、どのような環境下でも市民の皆様の医療需要に応え、「信頼」と「責任」ある医療を提供し続ける体制を充実させ、健全な病院事業を存続させていかなければなりません。

これからの地域医療・介護の課題に適切に対応していくため、これまで基盤づくりに全力を傾けてこられた甲斐豊院長を、本年 4 月以降も引き続き、事業管理者として任命することを報告申し上げます。

それでは、新年度も、議員各位をはじめ関係者の皆様方の倍旧のご支援を賜りますようお願いし、平成 30 年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会に当たっての施政方針を述べさせていただきます。

【総務】

一昨年前、阿蘇中岳の爆発的噴火で、火山ガス警報装置、転落防止柵、山上監視所などが甚大な被害を受け、阿蘇火山防災会議協議会は、これまで火口周辺概ね 1 キロメートル以内の立入りを制限する一次規制を継続し、早期の火口見学再開に向け復旧を進めてまいりました。

今回、関係機関の協力を得て、周辺施設の復旧に目途が立ち、阿蘇火山防災会議協議会委員の皆様、避難訓練を含め復旧工事の進捗状況を現地視察していただき、安全確認により、実に 3 年半ぶりに火口見学を再開する運びとなりました。引き続き、万全な安全対策のもと、観光浮場につながるよう努めてまいります。

防災対策の要となる「阿蘇市地域防災計画」は、熊本地震の災害対応に係る検証等を踏まえ、BCP（業務継続計画）・受援計画の作成や避難所運営マニュアルの見直しを継続的に実施、自主防災組織など地域コミュニティへの浸透を図りながら、近年頻発する自然災害に備えてまいります。

行財政運営は、昨年 12 月に策定した「阿蘇市行政改革大綱〔第 2 次〕」に沿って、職員一人ひとりが更に意欲を持ち、組織として効率的・効果的な運営につながるよう主要な経営資源を有効活用し、積極的に行財政改革を進めます。

情報政策については、マイナンバーを活用した行政手続等の電子申請の推進や国が進める「働き方改革」、ペーパーレス化等に資するため、庁内情報システムの最適化策を検討し、効率的で災害に強い電子自治体の実現に向け取り組んでまいります。

税・財政

国の予算編成は、構造改革を進め、金融政策に成長志向を組み合わせ、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進、「生産革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発、イノベーションの促進など重要な政策に予算措置が講じられています。

地方の財政対策は、地方財政計画における一般財源について、前年度を上回る 62.1 兆円、地方交付税は 16 兆円が確保されています。しかし、厳しい財政状況を踏まえ、歳出全般にわたり引き続き聖域なき見直しを推進、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めることを求めています。

本市の平成 30 年度予算は、熊本地震発生前の規模と同水準となりますが、平成 29 年度の災害関連予算の繰越が一部行われているため、決算額としては更に規模の大きなものになる見込みです。

熊本地震からの復旧・復興におけるハード面の総仕上げの年として、復興基金の創意工夫を適宜活用し、被災された方の支援に努めます。

引き続き、国・県に財源確保に向けた支援を求め、市民の皆様が一日も早く平穏な日常を

取り戻すため、限られた予算の中で真に必要な事業を見極め、健全な財政運営に取り組んでまいります。

固定資産税は、3年に一度の評価替えの年にあたります。固定資産評価基準に基づき、均衡のとれた適正な評価事務に努めてまいります。

また、国民健康保険税は、本年4月から財政運営主体が熊本県となり、県に納付する国保事業費納付金等の財源確保が必要であるため、国保運営協議会の答申を受け、3年ぶりに税率を改定することになりました。

収税は、公正な負担と歳入の確保のため、引き続き口座振替の利用を促進し、高額滞納事案については、県との併任徴収による連携を図り、滞納処分の執行に努めてまいります。

地籍調査は、市全域の約61%が完了、現在、残りの地籍調査を実施しており、今年は、波野地区の一筆地調査を再開します。また、熊本地震の複雑な地殻変動で、座標と現地にズレが生じ、一部、座標未公開地区の補正パラメータ等を実施するため、調査方法の検討を予定しています。

【生活】

現在、2箇所設置している各種証明書自動交付機に代わり、全国約5,000店舗のコンビニエンスストアに設置してある機器を利用し、マイナンバーカードで各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を平成30年度中に導入し、利便性の向上を図ります。

マイナンバーカードの利用用途が広がることでカードの普及も期待でき、コンビニ交付サービスと併せて、カード取得についても市民の皆様へ丁寧に周知してまいります。なお、サービス導入に当たっては、国の財政措置を積極的に活用し、経費削減に努めます。

熊本地震で被災した損壊家屋の公費解体は、3月末で事業が終了、安全で適正な災害廃棄物の処理を進め、被災された方の速やかな生活再建を支援します。

生活相談センターは、携帯電話やインターネット等の悪徳商法被害を未然に防ぐため、阿蘇市内の企業に勤める若い世代を対象に消費生活啓発講座を計画的に行っていきます。

【医療福祉】

熊本地震で、多くの方々が様々な事情を抱え、未だ自宅・生活再建が進んでいない状況から、社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、「地域支え合いセンター」による相談支援事業等を実施し、被災者の皆様が、早く安心して生活が送れるよう引き続き取り組みます。

これからの地域福祉については、達成すべき目標などを一つずつ考察し、「第3次地域福祉計画」を策定、地域・住民・行政が協働し、全市民の皆様が生涯を通し、いきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

また、児童福祉では、本市の宝である児童の健全育成及び安心な子育て環境の整備・充実に取り組みます。なお、全国的な課題である待機児童の解消は、公立と私立保育園が連携し、保育士の確保を推進します。

生活保護では、就労支援・生活支援などの活動を通じ、経済的自立や社会的自立を支援し、民生委員・障害者支援機関・ケアマネージャー等の協力を得て、受給者の生活のサポートに努めます。

国民健康保険事業は、前述のとおり、本年４月から財政運営の責任主体が県に移行しますが、県に納める納付金は、市の医療費が大きく影響するため、より一層、医療費の適正化、国保財政の健全化が重要になってきます。したがって、今後の具体的な事業方針を「第２期データヘルス計画・第３期特定健診等実施計画」に明記し、市の健康課題であり、高額な医療費の原因疾患でもある糖尿病の重症化防止に努めてまいります。

介護保険事業は、「第７期阿蘇市高齢者いきいきプラン」に基づき、ご高齢の方が住み慣れた場所で自分らしい生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの早期実現を目指します。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「自助・互助・共助・公助」の考え方のもと、地域の方々とボランティア、事業者、地域の専門職、医療機関等と行政の協働により創り上げていきます。これらの計画にのっとり、保健事業及び介護予防事業を実施し、医療保険及び介護保険の安定化を図ってまいります。

阿蘇医療センターは、地域中核病院として、市民の皆様方の医療需要に応えるとともに、医療・福祉の充実及び利便性向上に向け、更なる機能強化に努めます。

特に、常勤医師確保については、新専門医制度による専攻医（後期研修医）の受入れ体制の整備を図り、引き続き、医師・看護師の確保、小児科・神経難病・がん等の専門外来の維持、口腔外科・耳鼻咽喉科の開設準備、糖尿病・肝疾患・認知症に係る医療機能の充実に取り組みます。

また、地域完結型医療の構築を進めるため、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に向け、疾病を抱えても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、医療・介護・福祉の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を積極的に推進します。

【経済】

熊本地震から２年を迎え、被災農家の方々の営農意欲を維持するためには、農地等災害復旧を加速させることが最優先であり、復興基金を活用した取り組みを進めます。その方策として、冬場は凍結や積雪で工期を確保することが厳しいため、夏場に農地を借上げ、集中し復旧してまいります。更には、農業水利施設の再整備、農地集積・集約化に取り組むとともに、農家の多面的機能を十分発揮した営農環境の整備と最終段階を迎えた広域農道整備事業を進め、農業競争力強化に努めます。

本市の農村環境は高齢化等で集落形成の維持が危惧される中、経営継承や規模拡大等の課題に速やかに対応し、農業の生産性を高めた競争力を強化していかなければなりません。そのためには、担い手への農地集積と集約化を進め、生産コストを削減していくことが重要であり、而して、農地中間管理機構を活用した集落組織の農業法人化を勧め、農家所得向上に向けた経営体の育成を図ってまいります。

国の米政策については、平成30年産から米の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金が廃止となりますが、転作作物への交付金は継続されます。今後も、主食用米の需要減少が続く中、米価安定は重要課題であり、需要に応じた米の生産調整に取り組み、主食用米の生産を基本に、麦・大豆、園芸作物、飼料用稲等を組み合わせた水田活用を図ってまいります。

牧野関係は、熊本地震で大きく被災した原野・山間部等は、キリン絆プロジェクト、J R

A基金事業等の活用で、今回約 296 ヘクタールの原野が野焼きを再開、全体面積 8,582 ヘクタールが実施されることになりました。今後も野焼きが困難な 318 ヘクタールの原野について、関係牧野と連携し早期再開ができるよう整備を進めます。一方、高齢化や有畜農家の減少で、野焼きができなくなる危機に直面しており、地元牧野組合・ボランティア関係団体等と連携し、草原の維持保全に向け、今後の在り方について協議を進めます。

林業関係は、森林集約化協議会と連携し、主伐、間伐、植林までの一貫した管理体制の構築ができるよう森林経営計画に反映させ、木材の安定供給に取り組んでいきます。

観光関係では、阿蘇中岳火口が、約 3 年半ぶりに、湯だまりも見える状態での見学再開となりました。

J R九州の豪華寝台特急「ななつ星」も今月 27 日から阿蘇駅まで再運行されるなど、明るいニュースをしっかりとキャッチし、阿蘇周遊観光が活発化するよう積極的に事業を進めてまいります。

国道 57 号や J R豊肥本線の寸断で交通アクセスの支障は続きますが、大分方面など新たな観光ルートからの入込み策を強化し、併せて見所となる観光地各所の磨き上げに努めます。課題である団体旅行は、防災教育旅行、インバウンド客の誘致に引き続き取り組んでいきます。

ユネスコ世界ジオパークは、この夏 4 年に 1 度の再認定審査が実施されます。こうした世界ブランドを活かし、観光資源の魅力を広く発信し、アクティブ・温泉・食をテーマにした活動に地域とともにトライし、楽しみや喜びを生む観光地を目指します。

また、人が主役のブランドとして取り組んできた「然」事業は、開始から 5 年が経過、認定者も 200 人を超え、活躍ぶりを紹介しながら、誘客と物産振興の企画・広報活動を展開してきました。平成 30 年度は、これまでの取り組みを検証したうえで、「人がつながり創り出す新しい阿蘇～ONLY ONEの世界へ～」の実現にもつながるよう、人の力を軸に次のステージを築いてまいります。

商工関係は、特産品の販売促進や消費拡大に向けた施策として、昨年 11 月から「阿蘇市ふるさと応援寄附金」を開始、1 月末までに 1,192 件、約 3,424 万円の寄附をいただきました。平成 30 年度は、寄附金の入口となるホームページ上のポータルサイトの増設と、阿蘇中央高等学校やシルバー人材センター等との連携で“お礼の品”の拡充と新商品の開発、地域産品の販路拡大を図るなど、ふるさと応援寄附金の取り組みの中で、更なる阿蘇市の PR に努めてまいります。

また、商工会をはじめとする関係団体との連携により、空き店舗等を活用した創業・第二創業の支援及び地域内への雇用を促進します。

移住・定住の促進及び人口減少を抑制するため、これまで空き家物件等のデータベース化や相談案内窓口の設置などの基礎づくりを進めてきました。これからは、空き家バンクホームページの充実や空き家の利活用を促すための周知・啓発を広く実施し、農林業・民間企業・先輩移住者等の関係機関や多様な人材との連携を図り、併せて移住・定住に関するワンストップ窓口や移住体験の受入態勢を整備するなど、情報発信の強化と支援体制を構築して

いきます。

【インフラ】

熊本地震等に係る公共土木施設の災害復旧工事は、2月21日現在、約86%の発注完了、約46%の竣工であり、平成30年度中に全ての復旧工事を完了する見込みです。

国道57号北側復旧ルートは、平成32年度完成を目標に計画どおり整備が進捗、また、国道57号の現道も、国直轄の熊本復興事務所が設置されたことで、集中した復旧作業が進み、現在、崩壊斜面等の恒久的な対策工事が行われています。本市としても、早期復旧に向け、引き続き、全面協力していきます。

また、昨年8月に阿蘇市・高森町・南阿蘇村の3市町村で期成会を発足し、要望を重ねてきた国直轄による砂防事業は、年度内に「新規事業採択時評価」の検討が行われ、採択された場合、県事業と併せ、更なる砂防施設が計画整備され、地域の安全性を含め、土砂災害警戒区域等の縮小が図られるものとすべく期待しています。地元自治体の意見等も上申し、計画に反映していただけるよう要望してまいります。

中九州地域高規格道路整備は、「滝室坂道路」約6.3キロメートルが29年度に一部着手、大分県側では「朝地竹田間」の約6キロメートルが平成30年度中に供用開始される予定です。また、計画段階評価の手続きが行われている「竹田阿蘇間」の対応も早く方針決定され事業が早期着手されるよう、引き続き要望してまいります。

継続整備中の道路河川整備は、災害復旧を優先し、発注を見合わせていましたが、建設業者の手持工事等の把握に努めながら、適時、工事を発注していきます。

熊本地震で被災した水道施設は、約90%の復旧工事が完了、残る工事は、他事業と調整を図り完成を目指します。

「簡易水道統合計画」に基づく県道河陰阿蘇線等の水道区域間を連絡管で結ぶ工事は完了し、平成30年度から簡易水道を上水道へ統合します。

内牧地区上水道の老朽化した浄水場施設更新整備事業及び老朽配水管等更新事業を実施し、安定した生活用水の供給に努め、災害等不測事態に備えた水道施設の危機管理の強化を図ってまいります。

また、熊本地震からの再建支援策は、被災宅地復旧、転居費などの自宅再建支援に加え、地域水道復旧など居住環境の支援を進めます。

阿蘇の自然環境維持・保全に向け、「ASO環境共生基金」を活用し活動支援や景観環境整備事業を実施、また、環境施策として、「地球温暖化対策実行計画」の策定に取り組みます。

市営住宅は、災害公営住宅の早期完成を目指し、老朽化した市営住宅は、災害公営住宅や建設型応急仮設住宅としての活用を図り、将来を見据えた総合的な建替え計画の検討を進めます。

下水道事業は、浄化センターの設備更新と黒川地区の管渠整備を実施し、合併処理浄化槽設置事業補助を継続的に進め、排水環境改善に向け、快適な住環境づくりを推進します。

【教育】

山田小学校は、少子化に伴い、昨年末に内牧小学校との先行統合が保護者会で了承され、早期統合に向けた要望書が提出されました。教育委員会としても、平成 30 年度末、内牧小学校との先行統合に向けた準備を進めていきます。

学校施設は、熊本地震での災害復旧に伴い、現在、阿蘇西小学校の建設工事に取り組んでいます。校舎の起工式を昨年 12 月 7 日に開催し、現在、基礎杭の工事に着手していましたが、想定外の転石があり難航しており、新たな工法による杭打ち工事を追加する必要が生じました。文部科学省へ計画変更を申請、内諾を得ましたので予算を追加計上しています。

農村公園「あびか」の災害復旧工事は、1 月末に工事が終了、芝生の養生をしながら、陸上競技場トラックについては今月から供用開始します。

学校環境については、スクールバスの経年劣化により、小学校 2 台、中学校 1 台を更新することとしています。また、文部科学省の学習指導要領の改訂に伴い小中学校にタブレット型パソコンを導入、充実した教育環境のもと、更なる学力向上を目指します。

世界文化遺産登録推進事業は、それぞれの市町村が重要文化的景観の国指定を受け、連携して暫定リスト入りを目指し、条件整備に取り組めます。

おわりに、今後も、市民の皆様と心をつなぐ、「復興」から「躍進」へと阿蘇市の確かな未来を切り拓いていくため、更に力強く着実に歩みを重ね、各般の施策を全力で推し進めてまいります。

以上、施政方針を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の施政方針の説明が終わりました。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、平成 30 年第 2 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 2 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」

本件は、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について」

本件は、熊本地震の影響による豊肥本線不通区間の代替えバス運休時等における高校生通学の利便性向上と保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生通学支援費を助成したいので、本条例を制定するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、国家公務員に準じた給料表へ改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、国民健康保険税率等を改定したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

本件は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号「阿蘇市有地使用条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」

本件は、周辺商店街等への周遊を促し、滞在時間の延長を図り、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 7 号補正であります。

歳入では、事業費の確定や国の補正予算措置により国庫支出金、県支出金及び市債等を追加、減額しております。

歳出では、熊本地震に係る過年災害復旧事業(公共土木施設)、災害廃棄物処理事業等を減額する一方、過年補助災害復旧事業(公立学校施設)や災害公営住宅整備事業等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,016 万 4,000 円を追加し、

歳入歳出予算総額を 219 億 556 万円といたしました。

議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正予算であります。

歳入では、使用料及び手数料を、歳出では、総務費、事業費、予備費及び災害復旧費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 209 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 6 億 7,464 万 1,000 円といたしました。

議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、国庫支出金等を追加し、県支出金及び共同事業交付金を減額、歳出では、保険給付費等を追加し、共同事業拠出金及び諸支出金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 722 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 43 億 6,804 万 1,000 円といたしました。

議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、国庫支出金及び県支出金等を追加し、支払基金交付金を減額、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 7,268 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 3,510 万 5,000 円といたしました。

議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額し、繰入金及び諸収入を追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、総務費及び諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1,264 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 400 万円といたしました。

議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

収益的支出では、上水道事業費及び簡易水道事業費を追加し、総額を 5 億 651 万 4,000 円といたしました。

また、資本的支出では、簡易水道事業資本的支出を追加し、総額を 4 億 3,653 万円といたしました。

議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

収益的支出では、医業費用を減額し、予備費を追加しております。

また、資本的収入では、企業債を追加し、他会計負担金を減額しております。

既定の予算額の組み替えを行いましたので、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、いずれも予算総額の変更はありません。

また、営業運転資金に充てるため、一般会計からの借入金 2,700 万円を計上いたしました。
議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、熊本地震関連事業の減少により、前年度当初予算と比較して、約 24 億 6,000 円(13.7%)減となりました。

歳入では、段階的縮減期にある普通交付税や地方消費税交付金など一般財源の減収を見込む一方で、震災復旧事業に係る国・県の負担金及び熊本地震復興基金交付金、更にふるさと応援寄附金等を計上しております。

歳出では、引き続き公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業、熊本地震復興基金交付金事業の災害関連事業のほか、各種証明等のコンビニ交付事業、幹線道路整備事業、スクールバス購入事業等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 155 億 1,551 万円といたしました。

議案第 24 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、観光施設費及び観光振興費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 8,897 万 5,000 円といたしました。

議案第 25 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、事業費及び災害復旧費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 7 億 1,829 万円といたしました。

議案第 26 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

本予算は、財政運営責任等の都道府県化に伴い、予算項目が大幅に変更しております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 35 億 9,377 万 9,000 円といたしました。

議案第 27 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、保険料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 33 万 6,396 万 6,000 円といたしました。

議案第 28 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金等を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 2,091 万 5,000 円といたしました。

議案第 29 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費及び水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 2,340 万 8,000 円といたしました。

議案第 30 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費、財産管理費及び水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,280 万 3,000 円といたしました。

議案第 31 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費、財産管理費及び水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,847 万 7,000 円といたしました。

議案第 32 号「平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入歳出とも、原野貸付けに伴う予算を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 万 1,000 円といたしました。

議案第 33 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

歳入歳出とも、区画整理に伴う予算を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 68 万 8,000 円といたしました。

議案第 34 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 5 億 873 万円に、収益的支出では、上水道事業費、簡易水道事業費及び予備費を計上し、総額を 4 億 9,817 万円とし、1 億 56 万円の経常利益を目標といたします。

また、資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 2 億 971 万円に、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 5 億 7,720 万円といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 2 億 9,622 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんします。

議案第 35 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を、収益的支出では、医業費用及び医業外費用等を計上しております。

これらの結果、収益的収入及び支出予算総額を 25 億 4,963 万円といたしました。

また、資本的収入では、企業債及び他会計負担金を計上し、総額 1 億 3,888 万円、資本的支出では、建設改良費及び企業債償還金等を計上し、総額 2 億 3,928 万 2,000 円といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 40 万 2,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第 36 号「辺地総合整備計画の策定について」

本件は、坂の上辺地に係る辺地総合整備計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 38 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 39 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 40 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 42 号「字の区域の変更について」

本件は、小倉地区 1 換地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 43 号「字の区域の変更について」

本件は、小倉地区 2 換地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第 1 号「教育長の任命について」

本件は、教育長、阿南 誠一郎氏が平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了することに伴い、教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第 2 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市教育委員会委員、相部弘子氏が平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了することに伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 44 件(条例 14 件、予算 20 件、その他 8 件、人事 2 件)を本日上程いたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、午前 11 時 15 分から全員協議会を開きたいと思っておりますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

お疲れでございました。

午前 11 時 06 分 散会